「共済にいがた」令和３年10月号記事の訂正について

共済にいがた令和３年10月号　７ページ本文中

正	令和４年１月１日以後の出産
誤	令和４年４月１日以後の出産

産科医療補償制度の掛金引下げに伴い、「出産費」及び「家族出産費」の額が変更されます

組合員又は被扶養者が産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合、同制度に係る掛金相当分を加算して「出産費」又は「家族出産費」を支給しています。
~~令和４年４月１日~~以後の出産から、下表のとおり産科医療補償制度に係る掛金が「1万6千円」から「1万2千円」に引き下げられることに伴い、「出産費」及び「家族出産費」は「40万4千円」から「40万8千円」に変更されます。

令和４年１月１日

※　「共済にいがた10月号」に、当正誤表の折込みはしませんので、御了承願います。